

# 中国路線利用促進業務仕様書

## 1 業務の目的

本業務は、広島空港に就航している中国線（上海、大連・北京）のインバウンド利用促進を図るため、中国国内において、広島の魅力発信及び中国ー広島線の認知向上を図ることを目的とする。

## 2 事業予算額

8,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3 業務の期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日

## 4 業務の内容

### （1）背景

中国路線は 2 路線就航しているが、ビザの発給条件など課題も多く搭乗率は安定していない。中国人の訪日意欲が高まる中、ターゲット層を中心に、需要創出を図り利用促進に繋げる必要がある。

### （2）ターゲット

訪日回復傾向にある中国個人旅行者層、中国旅行代理店〔以下、中国 AGT、OTA (Online Travel Agency) 含む〕により造成された旅行商品やインセンティブツアー参加の中国訪日旅行者など。

### （3）取組内容

#### a. 体制

- ・本事業に当たる事業者は、日本に本社を持つ事業者とし、中国に拠点を持つ代理人（以下、中国 REP）を設定し、ともに業務に当たること。
- ・中国 REP 以外に、本件の日本側担当者として日本語／中国語いずれも堪能であり、訪日訴求業務において経験豊富なものを最低 1 名配置すること。
- ・日本側担当者は中国 REP と定期的に連絡を取り合い、中国 AGT から寄せられる要望や質問に対して迅速に対応すること。

## b. セールスコール

- ・受託事業者は年度内に中国 AGT（広島空港振興協議会が指定する中国 AGT も含む）に対してセールスコールを行うこと。セールスコールは、「中国 AGT ファムトリップ」を行う月以外は、毎月実施することとする。なおセールスコールの実施は中国 REP が対応しても構わない。
- ・セールスコールの内容は中国からの広島空港路線利用を促進するものとし、中国 AGT に対して積極的に広島行の旅行商品造成を依頼すること。
- ・セールスコールの内容は実施月の翌月に営業報告書として提出すること。
- ・セールスコールで中国 AGT からの質問や追加資料の提供依頼があった場合は遅滞なく対応すること。なお受託事業者では対応が難しい内容であれば、広島空港振興協議会へ相談すること。

## c. 情報発信

広く中国訪日市場に広島観光の魅力及び中国—広島への就航便が認知されるよう、中国メディアや観光情報の発信に長けた KOL（Key Opinion Leader）による情報発信を、各 1 回以上必ず実施すること。（KOL の選定は各 KOL が使用する SNS アカウントフォロワー 50,000 人以上を有する事とする）

- ① 中国メディアを活用して行う情報発信は、記事掲載の形をとること。なお記事の制作、メディアによる発信、掲載実績の確認報告までを一連の作業として対応すること。年間 15 社以上の中国メディアへ掲載を行い、掲載記事においては取材先となる観光地の様子が分かるよう 8 点以上の画像を掲載すること。
- ② KOL が行う情報発信は、より高い効果が見込めるよう、KOL の選定、取材管理、記事制作、情報発信、発信後の報告までを一連の作業として対応すること。情報発信においては中国の観光情報サイトや OTA への記事掲載による情報発信とし、KOL 1 名につき 3 サイト以上の記事掲載を行うこと。なお KOL の選定基準においては、中国の SNS である Weibo のフォロワー数を除く他の指標を示すこと。同様に、Weibo を使用した情報発信は妨げるものではないが、発信実績としては認めない。
- ③ 情報発信に際しては、必ず独自取材を行うこと。取材を行う際には、取材受入れを行う広島県の各観光地とのコミュニケーションがより円滑に進むよう、取材補助及び行程管理者として、全取材行程に通訳案内士（中国語）有資格者を必ず 1 名同行させること。
- ④ 取材行程案は受託者によって立案するものとする。行程立案に際しては、広島空港が位置する東広島を中心とした広島県県内観光や、広島空港を起点とした広域周遊が訴求できる行程を組むこと。実施に当たっては、広島空港振興協議会担当者と協議の上、実行すること。

#### d. 中国 AGT ファムトリップ

中国 AGT へのアプローチを強化する目的として、中国 AGT ファムトリップ、を必ず実施すること。

①中国 AGT ファムトリップを実施する場合には、招致する AGT の選定や視察行程案の作成、各種手配などその業務一式に対応すること。招致する中国 AGT は 5 社以上、行程は 3 泊 4 日以上とし、渡航滞在費は本事業費に含むものとする。なお実施に当たっては、視察受入れを行う広島県の各観光地とのコミュニケーションがより円滑に進むよう、行程管理者として全視察行程に通訳案内士（中国語）有資格者を必ず 1 名同行させること。

②中国 AGT ファムトリップの視察行程案は受託者によって立案するものとする。行程立案に際しては、広島空港が位置する東広島を中心とした広島県県内観光や、広島空港を起点とした広域周遊が訴求できる行程を組むこと。実施に当たっては、広島空港の担当者と協議の上、実行すること。

#### f. その他留意事項

- ・受託事業者は各施策において、運営、管理、庶務など業務全般を担当すること。

- ・広島国際空港との連絡調整を密に行い、十分な協議を行うこと。また広島国際空港は本事業実施期間中、いつでも状況の報告を求めることができるものとする。

- ・各施策において目標とする成果指標（以下、K P I）を設定すること。

- ・各施策において目標とする K P I 達成の可否及びその内容に関する検証と考察を行い、また課題が認められる場合はその点も含め、年度末に報告書として提出すること。

- ・最終的な業務委託仕様書については、事業者受託決定後、協議の上、広島国際空港が作成する。

### 5 契約に関する条件等

#### （1）再委託

受託者は、広島空港振興協議会（以下、協議会）の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

#### （2）業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情

報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む、）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

### (4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

### (5) 貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

## 7 留意事項

(1) 受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。